



# 東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

## 乗務する社員の意見が反映された 乗務員行路の実現を求め申入れ

新潟地本は1月19日、新潟支社に対して申14号・2024年3月ダイヤ改正に関する第一次申し入れを提出しました。

新潟地本は昨年12月20日に団体交渉を行い、新潟支社より「モビリティ・サービス系統における体制の見直しについて」の提案とあわせて、次期ダイヤ改正における乗務員の運用行路表(案)を受けました。これまでダイヤ改正において乗務員行路を作成する過程では、ダイヤ改正PTなどを通じて管理者や乗務する社員自らが行路作成に携わること、安全や働きがい、養成の視点をも入れた検討が行われてきました。

### ■申14号 申入れ項目 (別紙の内容は割愛)

- 1. 新潟運輸区、運転士行路を【別紙1】の通りとする。
- 2. 新潟運輸区、車掌行路を【別紙2】の通りとする。
- 3. 新潟運輸区、運転士行路D C組の交番順序を【別紙3】の通りとする。
- 4. 長岡運輸区、運転士行路の一部を【別紙4】の通りとする。

## JR東日本労働組合 第11回中央委員会



とき:2024年2月7日(水)  
12時00分開会  
ところ:北とびあ「ペガサスホール」

- 5. 就業規則第90条に則り、乗務割交番の1循環が4週間以下の場合には乗務割交番を区切らずに作成すること。
- 6. 乗務割交番の1循環が4週間を上回る新潟運輸区運転士行路E C 1組および、新津運輸区運転士行路Aがほぼ等しくなる箇所を区切る。(別紙1)および(別紙3)参照)

の検討が行われました。そのため今回提示された運用行路(案)は実際に乗務する社員の意見が十分に反映されたものであるといえず、再考すべきであるとの認識です。また、次期ダイヤ改正から実施される短時間行路の運用についても解明すべき点が存在します。新潟地本は1月19日、申14号・2024年3月ダイヤ改正に関する第一次申し入れを提出しました。



路D C組の乗務割交番は、一人一日平均の労働時間Aがほぼ等しくなる箇所を区切る。(別紙1)および(別紙3)参照)

## ダイヤ改正PTの成果を確認 申7号 団体交渉 今期は機密性保持を優先し設置せず

新潟地本は12月15日、申7号「ダイヤ改正の乗務員行路に職場・乗務員の声を反映させる取り組みを求める緊急申し入れ」の団体交渉を行いました。ダイヤ改正において乗務員行路を作成する過程でPT等が募集されることなく推移していたことから申し入れを行っていたものです。

- 7. 短時間行路について
  - ① 短時間行路の乗務対象者を明らかにすること。
  - ② 短時間行路が毎日運用される前提の出面数として要員配置されているのが明らかにすること。

- ③ 9000番行路の更長時間を除く、その他時間が最大で1時間である理由を明らかにすること。
- ④ 9000番行路の指定時刻および業務内容を明らかにすること。
- ⑤ 急遽短時間行路の乗務員が欠勤となり、定期行路の乗務員が短時間行路部分を乗務した場合、その他時間を超えた時間となるのか明らかになること。

- ⑥ 動力車操縦者運転免許取得を目的としている新潟運輸区E C 1組に短時間行路が設定されている理由を明らかにすること。
- ⑦ 労働時間について
  - 8. 車内清掃等の作業が指定されている「付加時間」は「その他時間」とすること。
  - 9. 車掌行路の「駅業務」「駅業務等」「企画等」の指定されている付加時間をその他時間とすること。

ダイヤ改正PT等により現場で乗務行路素案を検討する取り組みを行ってきた経緯と目的を明らかにするよう求めました。支社側は、これまで管理者が行なってきた素案行路の検討業務を社員に付与し、社員の意見集約をもとに主務職の成長を目的に進めてきたとしました。主務職を中心とした育成を目的に行われてきたことについて、労使の認識を一致しました。

これまでの成果を質すこと、プロジェクトに入る事で主務職だけでなく一般社員も含めて、乗務員の行路作成に関する知識の向上が図れ、成長にも繋がりました。また課題については、素案行路作成の上で、限られた時間の中での検討であるため時間がオーバーしたことを挙げました。

また、社員の意見は今後も変わらず管理者を通じて聞く体制になっているため、意見があれば伝えて

